

建管第839号
令和2年（2020年）10月6日

建設業者団体の長 様

北海道建設部長

建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）
日頃から本道の建設行政の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。
さて、このことについて、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。
つきましては、この通知について、貴団体の建設業者に対し、周知いただきますようお願いいたします。
なお、本通知内容については、道庁建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせしていますことを申し添えます。

○道庁建設部建設管理課のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>

（建設政策局建設管理課建設業係）